

加盟と競技者登録に関する細則

第1章 趣旨

第1条 趣旨

1. 本細則は、日本学生オリエンテーリング連盟規約（以下「本連盟規約」という。）第54条により、本連盟および地区学連への加盟と競技者登録に関する制度運用および諸手続きの細則となるものである。

第2章 加盟に関する制度運用

第2条 加盟資格校

1. 本連盟規約第10条1項に定める大学等と同等の入学資格を要し、かつ類似のカリキュラムを有する教育機関（文部科学省所管外の大学校等）は、当該地区学連と本連盟幹事会の承認を以て本連盟および地区学連に加盟する資格を得ることができる。
2. 本連盟規約第10条1項に定める大学等と前項に定める教育機関を、「加盟資格校」と総称する。

第3条 競技団体

1. 本連盟および地区学連に実体として加盟するのは、加盟資格校を代表してオリエンテーリングに取り組む団体（以下「競技団体」という。）であり、少なくとも1名の競技者から構成されていなければならない。
2. 加盟に際し、競技団体が当該校の公認団体か否かは問わない。
3. 1つの加盟資格校に複数の競技団体が存在する場合であっても、加盟できるのは1つの競技団体に限る。

第4条 準加盟

1. 所属する競技者が3名未満の加盟資格校は、準加盟校としてのみ加盟できる。

第5条 複数校の合同加盟

1. 複数の加盟資格校が社会通念上単一の教育機関とみなせる場合、地区学連と本連盟幹事会の承認を以て合同で加盟できる。ただし、複数の大学（大学院大学、短期大学を除く）をその中に含むことはできない。
2. 合同で加盟する際の名称は構成校のうち1校のものを代表として採用し、その採用の優先順位は、大学、短期大学、その他の教育機関とする。

第6条 1校の分割加盟

1. 1つの加盟資格校が地理的に隔たった複数のキャンパスから構成され、その間に就学年次を通じて学生生活上の交流がなく、1校としての加盟が不都合である場合、当該地区学連と本連盟幹事会の承認を以て別個に加盟できる。ただし、各キャンパスの所在地が複数の地区学連にまたがる場合は全ての地区学連の承認を得なければならない。
2. 別個に加盟する際の各校の名称は、通例に従って学部あるいは地名を付記するものとする。

第7条 校名変更

1. 名称の変更を要する加盟校および準加盟校は、本連盟にその旨を届け出なければならない。

第3章 競技者登録の制度運用

第8条 競技者登録の手続き

1. 加盟校および準加盟校は、本連盟事務局の指示のもと競技者名簿を提出し、必要に応じて競技者登録料を納入することで、次の各号に定める手続きを年度を通じていつでも行うことができる。ただし1月1日以降になされた手続きの内容は、次年度開始時点から反映される。
 - (1) 競技者の新規登録
 - (2) 競技者登録内容の更新および変更
 - (3) その他競技者登録に関する手続き
2. 新年度初頭に実施する競技者登録の一斉更新については、本連盟が定めた競技者名簿提出および競技者登録料納入の締切日までに手続き完了が確認できた競技者について、手続き完了後3日を目安に反映される。

第9条 競技者名簿の内容

1. 加盟校および準加盟校から提出される競技者名簿は、次の各号の内容を含まなければならない。
 - (1) 競技者の所属
 - (2) 競技者の氏名
 - (3) 登録初年度から起算した年数
 - (4) その他本連盟事務局が指示した内容
2. 本連盟および地区学連は、加盟校および準加盟校に対し、本連盟規約第17条に定める競技者資格を証明する書類の提出をいつでも求めることができる。

第10条 競技者登録料の納入

1. 加盟校および準加盟校の競技者登録料は、地区学連の競技者登録料と併せて加盟校から本連盟に納入するものとする。本連盟は、当該登録料のうち地区学連分を地区学連に分配する。
2. 既に納入された競技者登録料は、いかなる事情においても返還しない。

第11条 競技者の移籍

1. 編入、再入学等の理由により所属する加盟資格校を変更した競技者は、新しい所属校を通じて直ちにその旨を本連盟に申請しなければならない。
2. 前項の競技者が地区学連をまたいで移籍し、かつその時期がインカレ地区予選会とインカレの間である場合、インカレにおける所属表記、成績、次年度出場枠配分等は地区予選会時点での所属に従って取り扱われる。

第12条 競技者登録の中断

1. 留学や休学等の理由により大学から籍を離れる場合、本連盟の事務局に届けたのち、幹事会の承認により競技者登録を中断することができる。

第4章 改正

第13条 改正

1. 本細則の改正は、本連盟総会の議決による。

第5章 施行

第14条 施行

1. 本細則は、2020年5月9日より施行する。
2. 本細則は、2026年4月12日より改正施行する。

2020年5月9日 制定

2025年4月5日 改正

2026年4月12日 改正